

第1章

若者の自立と
たくましい子どもの育ち

第1節 若者の就労支援に取り組む

2003（平成15）年6月、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、経済財政政策担当大臣の4大臣で構成される若者自立・挑戦戦略会議において、「若者自立・挑戦プラン」が取りまとめられ、今後3年間でフリーター¹や若年失業者等の増加傾向を転換させるため、各府省が連携して若者を中心とした総合的な人材対策に取り組むこととされた。

また、2004（平成16）年12月、同プランの実効性・効率性を高めるため、上記の4大臣に内閣官房長官を加えた関係5閣僚により、「若者の自立・挑戦のためのアクションプラン」が取りまとめられ、産業界、教育界の協力の下、関係者が一体となって、若者の働く意欲や能力を高めるための総合的な対策等に取り組んでいる。

さらに、2006（平成18）年1月には、プランの最終年度である2006年度に向けて、アクションプランの改訂版を取りまとめ、目標である「若年失業者等の増加傾向を転換させる」ことを確かなものとすべく、より効果的・効率的な施策を実施している。

加えて、2006年7月の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」においても、「年長フリーター（フリーターのうち25歳から34歳までの者）」等に対するキャリアコンサルティングの実施、能力や業界の求める条件に即した訓練コースの開発実施等、若者の就労を支援することとしている。

1 学校段階から職場定着に至るまでの総合的・継続的なキャリア形成・就職支援策 (1) 初等中等教育段階におけるキャリア教育の推進

近年、産業・経済の構造的変化や雇用の多様化・流動化等を背景として、就職・進学を問わず児童生徒の進路をめぐる環境は大きく変化している。

こうした中、児童生徒が「生きる力」を身に付け、社会の激しい変化に流されることなく、それぞれが直面するであろう様々な課題に柔軟にかつ、たくましく対応し、社会人・職業人として自立していくことができるようにするキャリア教育が強く求められている。

また、「若者自立・挑戦プラン」において、キャリア教育が大きな柱として位置づけられるなど、小学校段階から、児童生徒の発達段階に応じて、組織的・系統的なキャリア教育を推進することが必要である。

このため、政府では、2004（平成16）年度から、小・中・高で一貫したキャリア教育の指導内容・方法等についての調査研究などを行う「キャリア教育推進地域事業」の実施などを通じ、児童生徒の勤労観、職業観を育成するキャリア教育の推進に努めている。

さらに、2004年12月の「若者の自立・挑戦のためのアクションプラン」を踏まえ、2005（平成17）年度から、政府では、中学校を中心とした5日間以上の職場体験を「キャリア・スター

1 フリーターについては、総務省統計局「労働力調査（詳細結果）」において、年齢は15歳から34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者とし、雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」又は「アルバイト」である者、完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で、家事も通学も就業内定もしていない「その他」の者としている。

ト・ウィーク」として実施するとともに、地域の協力体制を構築するなど、キャリア教育の一層の推進を図っているところである。

また、企業人等を講師として小中高校に派遣し、職業や産業の実態、働くことの意義等に関して生徒に理解させ、自ら考えさせる「キャリア探索プログラム」を実施し、2005年度は約4千校の小中高校を対象、約43万人の生徒が参加した。加えて、生徒に短期間の企業での就業体験をさせ、自らの適性と職業の関わり等について考える契機とさせる「ジュニア・インターンシップ」を実施し、2005年度は、約3万4千事業所の協力により、約1,400校、約10万4千人の生徒が参加した。その他、高校生に対し、就職活動に必要な知識や基本的な実務能力を付与するための「就職ガイダンス」や高校の進路指導担当者を対象としたセミナー等を実施している。

さらに、NPOや企業等の民間のアイデア・経験を活用し、職場体験に止まらず、事前学習・事後学習を盛り込んだ体系的・継続的なカリキュラムを実施する「地域自律・民間活用型キャリア教育プロジェクト」を、2005年度は29のモデル地域において推進している。

(2) 大学、大学院、専修学校等における職業体験機会の提供や職業訓練の推進

大学等の高等教育機関においても、社会の様々な分野で活躍することのできる人材を養成することは、重要な役割として期待されている。このため、各大学等においても、学生の職業観の涵養のため、インターンシップの導入に取り組んでいる。政府では、インターンシップを推進する観点から、インターンシップ推進全国フォーラムの開催、インターンシップを実施する大学等に対する財政的支援、経済団体と連携したインターンシップ受入企業開拓の実施など、各種の施策を実施している。これらの取組を受けてインターンシップの実施率は年々上昇しており、授業科目として実施したインターンシッ

プは、2005年度には全大学の59.0%に上り、約3万9千人の大学生がインターンシップを体験した。

また、若年者雇用が社会的問題となる中で、高い職業意識・能力を有する若者を育成することがますます重要な課題となっている。

そこで、政府としても、高等教育段階での質の高いキャリア教育を促進するため、2006（平成18）年度から「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」の公募テーマのひとつとして新たに「実践的総合キャリア教育の推進」を設定し、大学・短期大学・高等専門学校から申請のあった176件の取組の中から33件の優れた取組を選定し、財政支援を行うとともに、他の大学等の取組の参考となるよう社会に広く情報提供を行っている。

また、関係機関の連携の下、広く若者を対象に、ボランティア活動など無償の労働体験等の参画を促すとともに、これらの活動の実績を記録、整理すること等を通じて就職力の強化を図る「ジョブパスポート事業」に引き続き取り組んでいる。

2 就職経路の複線化に対応した多様な就職システムの整備

(1) フリーター等の就労支援の推進

2005（平成17）年5月より、年間20万人のフリーターの常用雇用化を目指すという目標を掲げ、各種対策を最大限効果的かつ効率的に実施し、約22万5千人（速報値）の常用雇用を実現したところである。

2006（平成18）年度においては、その目標を25万人まで引き上げ、若年者のワンストップサービスセンター（通称ジョブカフェ）による就職支援（4を参照。）のほか、次の施策を実施するなど、就職支援の充実強化を図っている。

ア フリーター常用就職支援事業の強化

フリーターが年間10万人程度増加していた状況を踏まえ、2005年5月より、常用雇用を希望するフリーターを支援するため、ハローワーク

において専門の窓口を設け、セミナーや合同選考会の開催、専任職員による一対一の相談・助言、求人開拓、職業紹介、就職後の職場定着指導等、常用雇用化のための一貫した支援を実施している。また、2006年度においては、若年者ジョブサポーター（フリーター支援担当）を新たに配置し、担当者制による一貫した就職支援を拡充実施することとしている。

イ 若年者トライアル雇用の活用

フリーターや学卒未就職者等の若年失業者を短期間のトライアル雇用として受け入れる企業に対する支援を行い、その後の常用雇用への移行を図る「若年者トライアル雇用事業」を2001（平成13）年12月より実施している。同事業により、2005年度は50,722人がトライアル雇用を開始し、そのうちトライアル雇用を終了した44,110人の80.0%に当たる35,302人が常用雇用に移行するなど、常用雇用の実現に高い効果をあげている。2006年度には、新たに長期若年無業者等を対象として、働く自信と意欲を高めつつ、段階的に常用雇用への移行を促進するための、短時間勤務によるトライアル雇用事業を実施している。

ウ 「日本版デュアルシステム」の推進

若者のフリーター化・無業化を防止するため、教育訓練機関における座学と企業における実習を組み合わせた職業能力開発を行うことにより、企業のニーズに応える実践的な人材を育成する「日本版デュアルシステム」を推進している。2005年度の短期訓練（標準5か月間）においては26,517人が受講し、また2005年度に開始した長期訓練（1年～2年間）においては、626人が受講している。

エ ヤングジョブスポットにおける支援

現在フリーター等の職業意識を高め、適職選択やキャリア形成を促すため、全国の都市部にヤングジョブスポットを設置し、若者同士の情報交換、職場見学等のグループ活動等への支援を行っている。ヤングジョブスポットについては、民間団体への事業運営委託を進めるととも

に、企業や大学等を含めた関係者との連携を強化し、より効果的な運営に努め、2005年度では、全国に14か所設置している。

（2）就労が困難な若者に対する自立支援の推進

様々な要因により働く自信をなくした若者に対して、合宿形式による集団生活の中で労働体験等を通じて、働くことについての自信と意欲を付与することにより就労等へと導く若者自立塾を2005年度から設置している。2005年度においては、20団体を選定し、支援を行っている。

また、働くことに不安を抱えている者や自信を失っている者などをはじめとした若者に対する地域の支援拠点として、2006年度から、地域若者サポートステーションを地域の主導により25か所に設置し、地域の若者支援機関からなるネットワークを構築するとともに、キャリア形成に係る相談を含めた総合的な相談等を行い、個別的、継続的かつ包括的な支援を行っている。

さらに、対人関係における不安や就職活動での失敗などによる挫折等が原因となって、就職を希望しながら就職活動に対して消極的になっている若者を対象として、全国のハローワーク等において、臨床心理士等の専門的人材を活用し、就職活動等における不安などの多様な悩み、課題を有するフリーター層、早期離職者等を含めた若年求職者に対して、就職に関わるそれぞれ個々人の課題に応じた個別的、専門的相談を提供し、その就職促進を図ることとしている。

（3）「実践型人材養成システム」の推進

人口減少社会を迎えるとともに、団塊世代の大量引退が見込まれる中で、わが国産業を支えてきた熟練技能の喪失が懸念される一方、生産現場への若者の入職の減少が相まって、現場を支える人材の質量両面にわたる不足への対応が急務となっている。

このため、第164回通常国会で成立した「職業能力開発促進法及び中小企業における労働力

の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律」(平成18年法律第81号)において、「実践型人材養成システム」を法律上に位置づけた。

同システムは、実践的な技能を備えた職業人を育成するため、企業が主体となり、新規学校卒業者を主たる対象として、「教育訓練機関における自社のニーズに即した学習」と「自らの企業における雇用関係の下での実習(OJT)」とを組み合わせる新たな実践型の訓練システムであり、就労でも就学でもない、「第三の選択肢」として普及・定着させることとしている。

(4) 職場定着の促進

新規学卒就職者の早期離職率の減少を図るため、2005年度から、業界団体と連携し、地域における若年労働者同士の交流や企業における人事管理等に関する講習会の開催をするとともに、インターネット等を活用した、若年労働者の働くことに関わる幅広い相談に応ずる体制を整備するなど、学卒就職者など若年労働者の「職場定着促進事業」を実施している。

3 能力を軸としたマッチングを可能とする若年労働市場の基盤の整備

(1) 学卒、若年向けの実施的職業能力評価・公証の仕組みの整備

企業の求める人材ニーズを把握し、IT、技術経営(MOT)等の専門分野における能力評価基準の策定や、それに対応したカリキュラム・教材の開発、実証研修等を実施することにより、雇用のミスマッチの解消など、若年労働市場の整備を図っている。

また、2004(平成16)年度から、事務・営業の職種について、企業が若者に求めている就職基礎能力の内容を公表し、それらを身に付けるための講座や試験の認定を行うとともに、講座を修了又は試験に合格等した若者に対し、申請

に応じて証明書を発行するYES-プログラムを展開している。

さらに、3級技能検定の実施職種数を拡大し、若者の受検機会の拡大を図っている。

(2) 創業、起業による就業機会の創出

「起ちあがれニッポンDREAM GATE」プロジェクト(起業家輩出支援事業)は、国民各層に対する起業・独立意識を喚起し、「挑戦者」の裾野を拡大するため、ウェブサイト等を通じた新たな起業支援サービスの提供等により2003(平成15)年7月から本格的なサービス提供を開始し、これまでに約40万人のユーザー登録が行われ、1万5千件を超える起業相談も行われている。

4 若年者のためのワンストップサービスセンター(通称ジョブカフェ)の整備

地方自治体と産業界、学校等の連携の下、若者に対するカウンセリングから研修等までの一連の就職支援サービスを提供する「若年者のためのワンストップサービスセンター(通称ジョブカフェ)」を都道府県の主体的取組により整備している。

2005(平成17)年度においては、全国46都道府県(95か所)にジョブカフェが設置されており、うち38都道府県においてハローワークを併設し、若者を対象とした職業紹介を実施するほか、企業説明会や各種セミナーの実施等の若者の職業意識啓発に資する事業を委託している。また、20道府県においてはモデル地域として、民間を積極的に活用し、カウンセリングから研修等までの一貫した雇用関連サービスをきめ細かく提供し、地域の実情に応じた効果的な就職支援を推進している。その結果、2005年度は、全国でサービス利用者数延べ約163万人、就職決定者約8万9千人となっており、着実に実績をあげている。

さらに、2006(平成18)年度にはフリーターの常用就職を促進するため、新たな支援メニュー

として、フリーターを対象としたセミナーやカウンセリング、職場見学会等を実施するとともに、より地域の産業や教育施策との連携を強化して、ジョブカフェの就職支援機能の一層の強化を図っている。

5 若者の人間力を高めるための国民運動の推進

若年者雇用問題の解決のためには経済界、労働界、教育界、マスメディア、地域社会、政府等の関係者が一体となった取組が必要であることから、2005（平成17）年度から、若年者雇用問題についての国民各層の関心を喚起し、若者に働くことの意義を実感させ、働く意欲・能力を高めるため、「若者の人間力を高めるための国民運動」を展開している。

この国民運動の中核として、広く関係者によ

り構成される「若者の人間力を高めるための国民会議」を開催し、2005年9月には、国民に向けたメッセージとして「若者の人間力を高めるための国民宣言」を取りまとめるとともに、広報・啓発活動の展開など若年者雇用に関する国民各層の関心の喚起を図っており、2006（平成18）年度においても、一層の広報・啓発活動の展開等により、国民運動を推進している。

また、2004（平成16）年12月に取りまとめられた「若者の自立・挑戦のためのアクションプラン」に基づき、2005年度、新たに「若者フォーラム」として、ウェブサイト「ニュートラ（www.neutra.go.jp）」によるインターネット上での意見交換・情報発信・意見収集や、若者就職支援のためのシンポジウム「なるにはメッセ」の開催等の広報・啓発を行った。

第2節 奨学金の充実を図る

1 日本学生支援機構奨学金事業の充実

日本学生支援機構の奨学金事業は、教育の機会均等の実現と人材育成を目的として、優れた学生等であって経済的理由により修学困難な学生等に対して、経済的支援を行っている。

奨学金事業については、これまでも学ぶ意欲と能力のある学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるようにするため、毎年充実を図ってきている。2005（平成17）年度においては、事業全体で、対前年度比約7万人増の

103万4千人の学生等に対して、690億円増の7,510億円の奨学金を貸与した。

奨学金事業は貸与制により実施されており、卒業後の奨学生からの返還金を後進育成の資金として再度活用している。

奨学金の種類としては、無利子奨学金と有利子奨学金があり、有利子奨学金は、在学中は無利子で、卒業後は年利3%を上限とした利子が課される。

